

第4章 保健衛生室 衛生指導課・志摩衛生指導課

第1節 32401 食の安全・安心の確保

食品に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品関係営業施設の監視指導及び食品の収去検査を実施するとともに、衛生知識の普及啓発に努めます。

1 食品衛生業務

(1) 食品衛生関係施設数及び監視数

平成23年度三重県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視計画を策定し、計画的・効果的な施設監視指導や食品収去検査を実施しました。

特に平成22年度に引き続き、全ての製造業の施設に対し優先的に立入検査を実施し、「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」に基づく表示の指導や、原材料の搬入から商品の販売までの総合的な監視を実施しました。

また、食品衛生協会の「食品衛生指導員」による巡回指導をサポートしました。

ア 業態別施設数及び監視数

平成24年3月31日現在

業 態		施 設 数		監視数
		伊 勢	志 摩	
飲食店	一般食堂、レストラン	477	298	299
	料理店	40	21	21
	すし屋	56	43	47
	めん類食堂	104	32	36
	仕出屋、弁当屋	41	22	32
	旅館、ホテル	117	437	249
	バー、キャバレー	7	7	4
	そうざい屋	99	57	119
	喫茶店	316	195	130
	自動販売機	2	1	4
	自動車	9	10	2
	露店	23	1	3
	臨時	2	0	422
	その他	727	683	539
菓子製造業	パン	49	19	36
	パン以外	225	73	113
乳処理業		3	1	2
特別牛乳さく取処理業		0	0	0
乳製品製造業		3	1	0
集乳業		0	0	0

業 態		施 設 数		監視数
		伊 勢	志 摩	
魚介類販売業	店舗	178	140	154
	包装	79	53	43
	自動車	38	40	14
魚介類せり売り業		14	17	20
魚肉ねり製品製造業		9	5	4
食品の冷凍冷蔵業		23	12	17
かん詰・びん詰製造業		3	2	1
喫茶店営業	店舗	29	18	12
	自動販売機	335	167	134
	自動車	0	0	0
あん類製造業		7	0	4
アイスクリーム類製造業		65	28	51
乳類販売業	配達	30	15	8
	店頭	220	149	176
	車	3	0	12
	自販	75	57	10
食肉処理業	食肉	18	11	63
	食鳥	3	1	7
食肉販売業	食肉	65	38	137
	食鳥	13	2	7
	包装	137	83	83
	自動車	3	0	1
食肉製品製造業		3	2	5
乳酸菌飲料製造業		2	0	0
食用油脂製造業		1	0	0
マーガリン・ショートニング製造業		0	0	0
みそ製造業		10	4	2
醤油製造業		5	2	1
ソース製造業		3	0	0
酒類製造業		3	0	1
豆腐製造業		17	8	8
納豆製造業		2	0	0
めん類製造業		13	5	6
惣菜製造業	つくだに	13	25	8
	そう菜	58	39	71
添加物製造業		3	0	0
食品の放射線照射業		0	0	0
清涼飲料水製造業		4	1	2

業 態		施 設 数		監視数
		伊 勢	志摩	
氷雪製造業	店舗	5	1	1
	自動販売機	1	0	0
氷雪販売業		6	8	3
小 計		3,796	2,834	3,124
集団給食施設	学校	54	14	32
	病院・診療所	26	2	9
	事業所	6	14	1
	その他	120	82	17
乳さく取業	牛乳	0	0	0
	山羊乳	0	0	0
食品製造業		309	463	251
野菜・果物販売業		50	9	62
惣菜販売業		49	0	48
菓子販売業（パンを含む）		4	37	40
食品販売業（上記以外）		51	741	143
添加物製造業		5	0	0
添加物販売業		0	0	1
氷雪採取業		0	0	0
器具容器包装製造業		1	0	0
おもちゃ製造業又は販売業		0	2	2
小 計		675	1,364	606
合 計		4,471	4,198	3,730

イ ランク別監視件数

平成 24 年 3 月 31 日現在

区分	A ランク施設	B ランク施設	C ランク施設	計
監視回数	2 回/年	1 回/年	1 回/5 年	
施設数	125	269	8,379	8,773
目標監視数	250	269	1,676	—
監視実績	253	365	3,110	3,728
監視率	101.2%	135.7%	185.6%	—

(2) 食品等の収去試験結果 平成24年3月31日現在

区 分	検 体 数
保存食	21
拭き取り検査	211
A T P	112

品 目	検体数	不良数	不良理由	
			細菌	理化学
魚介類	32	0	0	0
冷凍食品	2	0	0	0
魚介類加工品	50	0	0	0
食肉／卵	11	0	0	0
食肉製品	3	0	0	0
乳製品等	1	0	0	0
めん類	2	0	0	0
みそ	0	0	0	0
しょう油	0	0	0	0
豆類及びその加工品	18	0	0	0
野菜、果実等	32	0	0	0
穀類	2	0	0	0
ソース	0	0	0	0
つけ物	3	0	0	0
菓子類	61	7	7	0
清涼飲料水	0	0	0	0
酒類	0	0	0	0
かんづめ／びんづめ	3	0	0	0
そうざい	91	11	11	0
弁当	29	1	1	0
その他の食品	0	0	0	0
器具・容器包装	0	0	0	0
牛乳	22	0	0	0
計	362	19	19	0

(3) 市場監視

伊勢志摩地域の物流の一拠点である伊勢志摩総合地方卸売市場を定期的に早朝監視することで、広域流通する食品の把握と安全・安心な食品の流通確保に努めました。

平成23年度は15回実施しました。

(4) 生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視

富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件において、飲食店で生肉を喫食した5名が死亡し、多くの重症者が確認されたことから、厚生労働省からの要請で生食用食肉を取り扱う飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業に対する緊急監視を実施しました。

項 目	飲食店営業		食肉 処理業	食肉 販売業	その他	合計
	焼肉店	その他				
緊急監視実施施設数	56	1,827	29	114	7	2,033
生食用食肉取扱い 「有」の施設数	22	17	0	0	0	39
厚生労働省の衛生 基準の適合状況	適	3	—	—	—	3
	不適	19	—	—	—	36

(5) 食品衛生講習会等実施状況

各食品関係営業施設の食品衛生責任者の再講習を行うとともに、大規模食中毒等の集団発生を防止するため、調理師会等の団体や大規模観光旅館、ホテル等の従業員に食品衛生講習を行いました。

区分	実施回数	参加延人員
伊 勢	31 回	1,091 名
志 摩	37 回	2,160 名

(6) 魚介類行商営業者数

三重県魚介類行商営業条例に基づき、許可申請受付をするとともに、食品の取り扱いについて指導を行いました。

市町名	営業者数
伊勢市	22
鳥羽市	2
志摩市	3
南伊勢町	8

(7) 調理師・製菓衛生師試験状況

市町広報及び食品業界新聞配布等で受験者を募り、受験申込及び合格者の免許申請を受け付けました。

ア 調理師免許取得状況

区分	受験申込書	免許申請	免許証書換	免許証再交付
伊勢	77	79	21	14
志摩	38	20	5	2

イ 製菓衛生師免許取得状況

区分	受験申込書	免許申請	免許証書換	免許証再交付
伊勢	27	20	1	0
志摩	4	2	1	0

(8) 食中毒発生状況

医師や患者等からの通報をもとに、原因施設や原因物質を突きとめるために患者や施設の細菌検査や疫学的調査を行いました。

No	発生日月	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
1	平成23年 5月29日(日)	志摩市	7名	6名	鳥焼肉	カンピロ バクター	飲食店
2	平成23年 5月29日(日)	伊勢市	43名	31名	不明	カンピロ バクター	飲食店
3	平成23年 10月16日(日)	伊勢市 松阪市 津市	727名	150名	鮭おにぎり	黄色ブド ウ球菌	飲食店
4	平成24年 2月13日(月)	伊勢市	11名	11名	不明	ノロウイ ルス	飲食店
5	平成24年 2月26日(日)	鳥羽市	39名	23名	カキ料理	ノロウイ ルス	飲食店

(9) 食品苦情対応

食品によると思われる健康被害及び異物混入等の違反・不良食品の原因を追求し、再発防止のため食品営業者等の監視・指導を行いました。

平成 24 年 3 月 31 日現在

		受 付 件 数	伊勢	志摩	
			有症苦情		8
食品苦情件数	対応	施設が管内にあり立入検査を実施(a)	5	17	
		施設が管外(b) (施設を所管する保健所へ調査依頼)	3	1	
		調査を要しなかったもの(c) ※1	0	0	
		受付件数	28	14	
	対応	施設が管内で立入検査を実施(d)	21	13	
		施設が管外(e) (施設を所管する保健所へ調査依頼)	7	1	
		調査を要しなかったもの(f)	0	0	
	計		施設への立入検査件数(a+d)	26	30
			施設が管外(b+e)	10	2
			調査を要しなかったもの(c+f)	0	0
		合 計	36	32	
食中毒関係		食中毒調査による立入検査	4	3	
		他保健所から食中毒・有症苦情の調査依頼を受けた件数 ※2	10	6	
		合 計	14	9	
処分等		口頭での指導	23	8	
		指示書の交付	1	3	
		報告書等の提出	9	2	
	行政処分		営業許可取消命令書		
			営業禁止命令書	3	2
			営業停止命令書		
			営業施設改善命令書		
			廃棄命令書	1	
			使用・販売・移動禁止命令書		
			回収命令書		
	始末書		1		
	計	4	3		
	合 計	37	16		

※1 内容が特定できない等で調査できなかったもの、誤認等によるもので受付時の説明で完了したもの等

※2 他保健所（県外含む）からの依頼は、有症苦情か食中毒で処理されたか不明な場合もあることからここに数を計上

2 「みえのカキ安心システム」取り組み

平成9年から志摩保健所（現在の伊勢保健所志摩衛生指導課）で取り組んできたカキの衛生対策をもとに、平成15年にみえのカキ安心協議会を立ち上げ、カキ生産者へのHACCP手法に基づく作業手順の徹底や消費者への安心情報（インターネットホームページ及び携帯電話ホームページによりカキシーズン中毎週提供）の提供を行うことでカキによる健康被害の未然防止に努めています。

(1) システム参加施設数

4海域全体における導入率は若干の変動はあるものの引き続き高加入率を維持しています。今後も引き続き参加全施設のレベルの引き上げを行うとともに、参加施設の差別化を進めていきます。

平成24年3月31日現在

海 域	生食カキ取扱い施設数 ※1	安心システム参加施設数	参加率
浦 村	68	49	72.1%
的 矢	17※2	17	100.0%
桃 取	6	6	100.0%
小 浜	3	1	33.3%
合 計	94	73	77.7%

※1 カキ養殖から出荷までを一貫して行っている施設のうち、生食用カキ取扱いの実態があり安心システム参加施設となり得る施設

※2 生食カキ取扱い業者の件数（届出施設数は2件）

(2) システム講習会開催状況

本講習会はシステム参加希望施設に対して受講を義務づけており、本システムの意義や必要性、作業手順の説明とその厳守についての講習会を行いました。今後もシーズン開始前に講習を実施し、本システムの徹底、遵守事項の再確認を行っていきます。

開 催 日	開 催 場 所	受 講 人 数
平成23年9月2日(金)	本浦公民館	49
平成23年9月7日(水)	鳥羽磯部漁協的矢支所	30
平成23年9月9日(金)	鳥羽磯部漁協桃取支所	6
計	—	85

(3) カキ・浄化用海水検査状況

各カキ取扱い施設を対象に、食の安全・安心監視課と志摩衛生指導課で生食用カキ、浄化用海水の検査を実施しました。

浄化用海水	検体数	15
	不適検体数*	0
生食用カキ	検体数	15
	不適検体数*	0
施設の拭き取り	検体数	45

*三重県の「かき取扱いに関する指導要領」に基づく衛生的基準を逸脱するもの。

(4) 安心情報ホームページ掲載状況

昨年に引き続き各4海域のカキのノロウイルス検出状況、海水温、雨量等をはじめとした各養殖海域の海洋状況や、その状況に応じた生産者のとるべき措置、消費者への調理方法の変更など有益な情報の提供を行いました。

カキからのウイルス検出状況のデータとして水深1.5m1検体、水深3.5m1検体(いずれも各養殖海域でサンプリングし、浄化していないカキ3個を1検体とする)のカキについてノロウイルス検査を実施し、その結果を公表しています。

具体的には以下の6要因に基づき情報を提供、必要に応じて注意喚起等を行っています。

要因1 伊勢湾周辺地域で感染性胃腸炎の流行があったとき・・・

伊勢湾に河川が流れ込んでいる三重県内の地域の感染症発生動向調査で流行を確認しています。本システムでは、感染性胃腸炎が流行していると判断した時点で「+」と表記します。

要因2 カキ養殖海域の水温が10℃以下となる時期・・・

養殖海域の水深1.5mの海水温を測定しています。

本システムでは、海水温が10℃以下になった時点で「+」と表記します。

要因3 ノロウイルス遺伝子がカキのサンプルから検出されたとき・・・

水深1.5mのカキ1検体、水深3.5mのカキ1検体(いずれも各養殖海域でサンプリングし、浄化していないカキ)のノロウイルス検査を実施しています。本システムでは以下のとおり表示しています。

水深	検出検体数	評価
1.5m	0/1	-
	1/1	+
3.5m	0/1	-
	1/1	+

※ 「1/1」は検査したサンプル1検体からノロウイルス遺伝子が検出されたことを示します。

※ サンプルは浄化前のものを使用します。

要因4 一度に50mmを超える雨が降り、河川が大量に海に流れ込んだとき・・・

各養殖海域の最寄りの観測局の1日降水量を確認しています。

本システムでは、1日の降水量が50mmを超えたとき「+」と表記します。

要因5 カキの健康被害があったとき・・・

次のような条件に合致する健康被害が発生したかを確認しています。

(1) 鳥羽海域あるいは的矢湾産のカキを食べている。

(2) 症状、食べてから発症するまでの時間がノロウイルスによる健康被害と類似する。

(3) 調査依頼(届出)を受けた保健所が調査する。

本システムでは、上記の条件すべてに合致したとき件数を計上しています。

要因6 プランクトンから検出されるウイルス遺伝子の動向及び消長・・・

鳥羽海域浦村、的矢湾の2海域で第2、第4月曜日にカキのえさである植物性プランクトンを採取し、ノロウイルスの検出状況を確認しています。

本システムでは、プランクトンからノロウイルス遺伝子が検出されたとき「+」と表記します。

伊勢保健福祉事務所

[トップページ](#) > 平成23年度最新の海域情報

最新の海域情報(第27回)

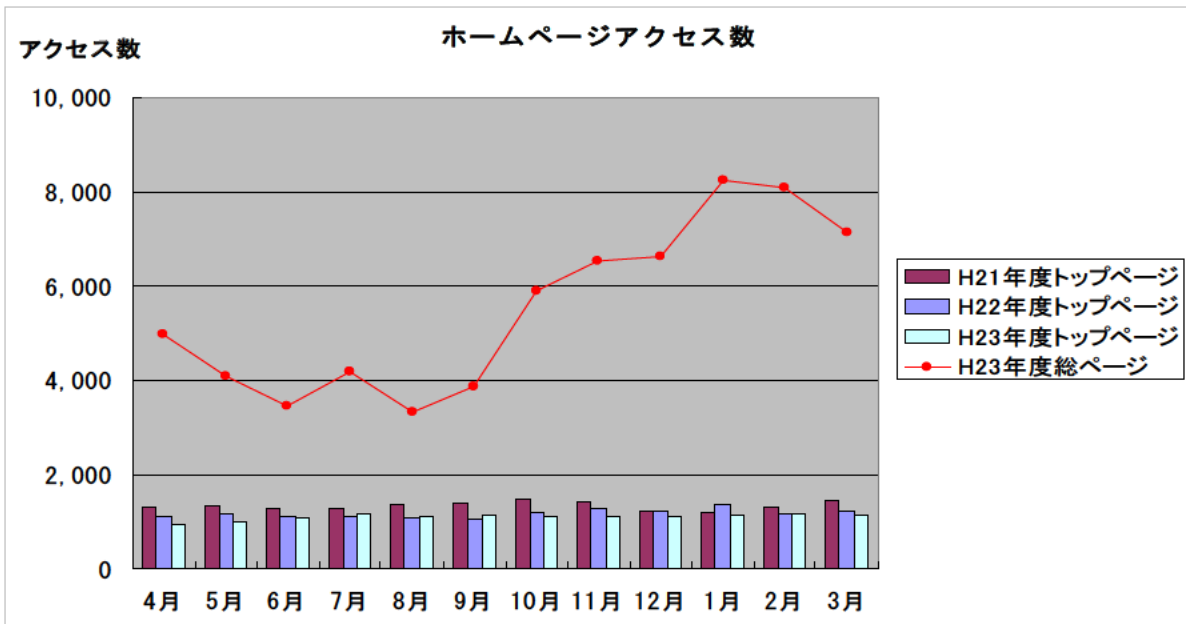
第27回海域情報 平成24年3月30日(金)提供

今週はどの海域からも浄化前のカキからノロウイルス遺伝子は検出されませんでした。海水温も上昇し海域の状況は改善しつつありますが、引き続き体調のすぐれない方や不安な方はかきの生食を避けて頂き、加熱用かきについては中心部までしっかり加熱してから食べるよう注意してください。(6要因の判定基準)

調査日: H24.3.26(月)	(1) 感染性胃腸炎 の流行	(2) 海域の水溫 (10℃以下)	(3) カキ(浄化前)から ウイルス遺伝子 検出		(4) 降水量 (50mm超)	(5) 健康被害 の報告	(6) プランクトンの ウイルス遺伝子 の動向
			水深 1.5m	水深 3.5m			
鳥羽海域浦村 (安楽島二地を含む※)	-	- (11.4℃)	-	-	- 37mm (H24.3.23) 2mm (H24.3.24) 1mm (H24.3.28)	-	- (3/26採取分)
鳥羽海域桃取	-	-	-	-	- 28mm (H24.3.23) 2mm	-	/

※ 平成23年10月7日～平成24年3月30日の毎週金曜日にデータ更新を実施
 ※ 情報提供回数27回

トップページへのアクセス数は13,257、トップページ以外のページへのアクセス数を含めた総アクセス数は66,500で月ごとの推移は以下のとおりであった。



※ホームページは平成15年9月に開設

第2節 32402 生活衛生営業の衛生水準の確保

施設の快適な環境を保ち、人に起因する公衆衛生上の危害の発生防止を図るため、生活衛生関係法規に基づき、また、科学的な方法により監視指導を行います。

1 生活衛生業務

理容師法、美容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法の関係法令に基づいて、公衆衛生上遵守すべき基準について監視指導を行うとともに、営業の近代化・合理化のために必要な指導助言を行いました。

近年増加している入浴施設等を原因とするレジオネラ症対策として、循環式浴槽を有する公衆浴場や宿泊施設を中心として施設の衛生管理状況を立入検査するとともに、対策講習会を開催しました。

(1) 生活衛生関係営業施設数

平成24年3月31日現在

業種 市町名	理容所	美容所	クリーニング所			公衆浴場		興行場	合計
			洗たく物の処理	取次所	無店舗取次店	一般	その他		
伊勢市	198	364	49	227	0	9	13	13	873
鳥羽市	39	54	4	21	0	0	8	1	127
志摩市	125	145	24	59	0	0	15	6	374
玉城町	20	25	2	20	0	0	3	0	70
度会町	10	13	2	5	0	0	1	0	31
大紀町	25	29	4	6	0	0	6	0	70
南伊勢町	38	45	5	9	0	0	3	0	100
移動店舗	0	0	0	0	10	0	0	0	10
合計	455	675	90	347	10	9	49	20	1,655
監視指導件数	49	74	16	3	0	12	23	7	184

(2) クリーニング師免許申請状況

受験申込書	免許申請	免許証書換	免許証再交付
0	0	0	0

(3) レジオネラ講習会

日 時	平成24年3月23日(金)
場 所	伊勢トピア
対 象	管内の公衆浴場、旅館
内 容	「公衆浴場・旅館業の循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策」
講 師	伊勢保健福祉事務所 衛生指導課 主幹 稲垣 滋氏
参加者	43名

(4) 市町別旅館営業施設数

旅館業法に基づいて、公衆衛生上遵守すべき基準について監視指導を行うとともに、新規申請に際しては消防法及び建築基準法を管轄する部署と協力し、適法の確認後許可をしました。

食品営業施設と同時に全施設の1/3を目途に毎年立ち入り調査し、施設管理等について指導しました。

なお、志摩管内には、全県の約35%（宿泊定員では40%）の旅館があることから、客室定員50名以上150名未満の140施設を対象にレジオネラ対策についての調査・指導を行いました。

平成24年3月31日現在

	業態	ホテル 営業	旅館営業	簡易宿所 営業	下宿営業	合 計
	市町名					
伊勢衛生 指導課	伊勢市	5	121	3	1	130
	玉城町	0	10	0	0	10
	度会町	0	4	1	0	5
	大紀町	0	31	4	0	35
	南伊勢町	0	77	13	0	90
	合 計	5	243	21	1	270
	監視件数	5	74	4	0	83
志摩衛生 指導課	鳥羽市	7	305	7	0	319
	志摩市	10	307	36	0	353
	合 計	17	612	43	0	672
	監視件数	17	190	14	0	221

(5) 旅館等建築協議

三重県モーテル類似旅館建築指導要綱に基づき、いわゆるモーテルの立地制限をするために、旅館の新築や施設変更等の時に、モーテルかどうか等の事前審査を行っています。

衛生指導課	申請件数
伊 勢	0
志 摩	2

第3節 32403 医薬品等の安全確保

医薬品などの品質管理体制確立のため、医薬品製造販売業者などに対する指導を行うとともに、安全性の確保のため、監視指導の強化を図ります。

1 薬事業務

薬事法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等に基づき、法令の遵守状況の監視指導を行い、医薬品などの適切な取扱い及び危害発生防止に努めます。

(1) 薬事関係営業施設数及び監視指導状況

平成24年3月31日現在

業種		事項	施設数	監視数	違反 発見数	主な違反内容
薬事法	薬 局		118	47	1	資格者以外の調剤
	医薬品製造業	専 業	0	0	0	
		薬 局	22	8	0	
	一般販売業		0	—	0	
	卸売一般販売業		1	1	0	
	薬種商販売業		16	11	0	
	特例販売業		16	7	0	
	店舗販売業		56	33	0	
	卸売販売業		15	9	0	
	医療機器 販売業	高度管理	108	36	0	
		管理	822	106	0	
	医療機器 賃貸業	高度管理	31	9	0	
		管理	29	5	0	
小 計		1,234	272	1		
毒物劇物 取締法	毒物劇物製造業		1	1	0	
	毒物劇物販 売業	一 般	90	33	0	
		農 業 用	46	5	0	
		特 定 品 目	5	0	0	
	業務上取扱 者	電気メッキ業	3	2	2	表示、届出
金属熱処理		1	0	0		
小 計		146	41	2		
麻 向 法 等	麻薬卸売・小売業者		93	44	0	
	麻薬診療施設（病院・診 療所）		122	27	0	
	覚せい剤原料取扱者		3	3	0	
	小 計		218	74	0	
合 計		1,598	387	3		

(2) 毒物劇物運搬車輛の路上取締り

実施日時	実施場所	実施結果
平成 23 年 11 月 14 日(月) 9:30~11:30	度会郡大紀町滝原地内 国道 42 号線上り車線	該当車両なし
平成 23 年 11 月 22 日(火) 9:30~11:30	度会郡玉城町世古地内 県道鳥羽・松阪線下り車線	該当車両なし
平成 23 年 11 月 22 日(火) 13:30~15:30	志摩市大王町名田地内 国道 167 号線下り車線	該当車両なし

(3) 家庭用品試買検査

実施日 平成 23 年 7 月 27 日

試買品目分類	品目数	検査項目	検査結果
繊維製品(大人・乳児用)	2	ホルムアルデヒド	基準値以下
家庭用エアゾル製品	1	メタノール	基準値以下
住宅用洗剤	1	塩化水素又は硫酸	基準値以下
かつら等接着剤	1	ホルムアルデヒド	基準値以下

第4節 32404 薬物乱用防止対策の充実

薬物の乱用を防止するため、街頭啓発活動を実施します。
また、不正けし等を発見・除去し、撲滅に取り組みます。

1 薬物乱用防止対策の充実

家庭、地域における薬物乱用を撲滅する意識の高揚を図るため、広報啓発活動を行いました。

(1) 広報啓発活動

実施日	実施場所	行事名及び概要
平成23年6月20日(月)～ 平成23年7月7日(木)	近鉄 宇治山田駅前	啓発用横断幕の掲示
平成23年7月1日(金)	近鉄 宇治山田駅前	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (社会を明るくする運動と合同 啓発)
平成23年7月6日(水)	鳥羽商船 高等学校	薬物乱用防止講習会 (1,2年生 272名)
平成23年7月10日(日)	ミタス伊勢	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (献血と同時開催)
平成23年8月30日(火)	鳥羽ショッピング センター ハロー	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (献血と同時開催)
平成23年11月19日(土)～ 平成23年11月22日(火)	二見プラザ	薬物乱用防止啓発パネルの展示
平成23年11月19日(土)～ 平成23年11月24日(木)	ミタス伊勢	薬物乱用防止ポスター入賞作品 展示
平成24年2月26日(日)	県伊勢庁舎 401会議室	薬物乱用防止指導者協議会研修 会

(2) 薬物乱用防止指導員による活動

知事から委嘱を受けた管内の指導員(学校薬剤師、保護司、元保護司他)と啓発団体が、啓発活動を実施しました。

- ア 地域団体等の会合等を活用した啓発活動
- イ 街頭キャンペーンの実施
- ウ 地域住民等からの相談対応
- エ 南勢志摩地区薬物乱用防止指導者協議会研修会の実施

(3) その他の活動

- ア 市町・高等学校等に対するポスター・パンフレットによる啓発依頼
- イ ライオンズ・ロータリークラブ等への「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金の依頼
- ウ 学校等への啓発資材の貸出

2 県民参加による大麻・けしクリーンアップ事業

麻薬等の原料となるため所持や栽培が禁止されているけしや大麻を除去するため、市町担当課窓口にはパンフレット等に配布するとともに、けしの除去活動を実施しました。

○ けし除去実績

実施年月日	市町別	面積 (㎡)	除去本数	けしの種類
平成23年4月26日(火)	伊勢市	4	63	セティゲルム種
平成23年4月26日(火)	伊勢市	3	22	セティゲルム種
平成23年5月9日(月)	伊勢市	100	456	セティゲルム種
平成23年5月10日(火)	伊勢市	150	1,389	セティゲルム種
平成23年5月10日(火)	志摩市	1	43	セティゲルム種
平成23年5月11日(水)	伊勢市	0.5	5	セティゲルム種
平成23年5月16日(月)	玉城町	20	8	セティゲルム種
平成23年5月16日(月)	度会町	5	13	セティゲルム種
平成23年5月17日(火)	伊勢市	0.1	1	セティゲルム種
平成23年5月17日(火)	伊勢市	1	2	ソムニフェルム種
平成23年5月18日(水)	伊勢市	10	91	セティゲルム種
平成23年5月20日(金)	伊勢市	150	17	セティゲルム種
平成23年6月8日(水)	伊勢市	1,000	2	セティゲルム種
平成23年6月28日(火)	玉城町	3	38	セティゲルム種

	ソムニフェルム種	セティゲルム種	計
箇所数(ヶ所)	1	13	14
本数(本)	2	2,148	2,150

第5節 32405 人と動物との共生環境づくりの推進

遺棄動物の発生防止や適正飼養の普及のため、動物愛護啓発事業の一層の充実を図ります。

1 狂犬病予防及び動物保護管理業務

狂犬病予防法に基づき、犬を捕獲収容した他、飼い主に対し犬の登録、狂犬病予防注射を行うよう啓発しました。

また、三重県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、やむを得ず飼育できなくなった犬と猫の引取り収容、犬による咬傷事故等危害防止、終生飼育や放し飼いの防止等動物の適正飼養の普及啓発を行いました。

(1) 犬及び猫の収容等

区分	種別	収容頭数	返還頭数	譲渡頭数	処分頭数
伊勢	犬	140	29	17	94
	猫	317	1	0	316
志摩	犬	111	26	2	83
	猫	274	5	0	269
合計	犬	251	55	19	177
	猫	591	6	0	585

(2) 咬傷犬届出件数

事故を起こした犬の飼い主に対し、犬が狂犬病であるかどうかの検診を受け、適正な飼養をするよう指導しました。

区分	件数
伊勢	7
志摩	1
合計	8

2 動物愛護啓発事業

(1) 「飼う前教室」・「訪問活動（犬との接し方教室）」

犬を飼う前に知っておくべき知識(糞の後始末等のマナー)を普及するとともに、子供たちが犬による危害を受けないようにするため、犬との正しい接し方等を実施しました。

○ 訪問活動（動物愛護出前授業）

伊勢衛生指導課

平成23年10月17日 伊勢市立城田小学校 70人参加

平成24年2月24日 伊勢市立修道小学校 74名参加

志摩衛生指導課

平成23年12月19日 志摩市立浜島小学校 62名参加

(2) 動物取扱業の監視指導

特定動物飼養許可及び動物取扱業登録施設に対し、動物の適正な飼養・取扱いをするよう指導しました。

平成24年3月31日現在

区 分		施設数	監視施設数
特定動物飼養許可施設	伊勢	16	15
	志摩	3	2

区 分		施設数（業種数）	監視施設数
動物取扱業登録施設	伊勢	63（84）	29
	志摩	29（35）	9

第6節 34105 骨髄バンク、臓器移植等の推進

400ml 献血及び成分献血者拡大を図るため、各種啓発事業を実施するとともに、将来の献血を担う若者層に対して、献血思想の向上を図るための啓発活動を実施します。

骨髄提供希望者確保のため、啓発活動の強化を図るとともに、登録受付窓口を開設します。

1 献血推進業務

輸血による感染リスクを低減し、患者の安全性を向上させる献血方法であることから成分献血及び400ml 献血を推進しています。

また、高校生をはじめとする若年層に献血啓発活動を通じて社会参加を体験してもらうため、「ヤングミドナサポーター」に44名(参加3校)を委嘱しました。

(1) 管内の献血推移

(人)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
採血 場所別	移動採血車	3,072	3,166	3,362	3,693	3,398
	献血ルーム	5,403	5,515	4,491	5,421	5,695
献血 種類別	200ml 献血	213	48	40	60	53
	400ml 献血	3,857	4,017	4,046	4,425	4,369
	成分献血	4,405	4,616	3,767	4,629	4,671
合 計		8,475	8,681	7,853	9,114	9,093

※ 献血ルームとは、三重県赤十字血液センター伊勢出張所のハートワンのことです。

(2) 平成23年度 管内献血状況

(人)

献 血 バ ス	市町名	バス稼働数	献血者計	400mL	200mL
	伊勢市	43.7	1,846	1,846	0
	鳥羽市	7.0	268	268	0
	志摩市	16.0	691	691	0
	玉城町	8.1	369	369	0
	度会町	1.0	34	34	0
	南伊勢町	4.0	109	109	0
	大紀町	2.4	81	81	0
	伊勢管内	82.2	3,398	3,398	0

献血ルーム	開設日数	献血者計	400mL	200mL	成分献血
	256	5,695	971	53	4,671

2 骨髄バンク事業

骨髄移植とは、白血病や再生不良性貧血などの血液難病におかされた患者さんの骨髄幹細胞を骨髄提供者（ドナー）の方の健康な骨髄幹細胞に入れ替える（実際は骨髄液を点滴静注する）治療のことである。しかし、移植のためには、患者さんとドナーのヒト白血球型抗原であるHLA型が一致しなければいけません。一致する確率は兄弟姉妹型で4分の1です。しかし、親子ではまれにしか一致せず、非血縁者間では、数百～数万分の1の確率でしか一致しません。

このため、各種イベント会場等において「勇気の会」伊勢志摩支部（三重県骨髄バンク推進連絡会）の協力を得て骨髄バンク登録の啓発を図るとともに、献血ルーム「ハートワン」と臨時登録会で骨髄提供希望者の登録受付を行っています。

(1) イベント会場での啓発活動の実施

ア 献血ページェント

平成23年 7月10日（土） ミタス伊勢
平成23年 8月30日（火） 鳥羽ショッピングプラザハロー
平成23年10月30日（日） イオンララパークショッピングセンター
平成24年 1月21日（土） イオン伊勢店
平成24年 3月11日（日） イオン阿児店
平成24年 3月13日（火） 鳥羽ショッピングプラザハロー

イ 学園祭

平成23年10月30日（日） 皇學館大学 倉陵祭

(2) 骨髄提供者登録受付

ア 臨時登録受付

登録者 21名

実施日	場 所	登録者数
平成23年7月10日（日）	ミタス伊勢	7
平成23年8月30日（火）	鳥羽ショッピングプラザハロー	4
平成23年10月30日（日）	皇學館大学「倉陵祭」	5
平成24年1月21日（土）	イオン伊勢店	0
平成24年3月11日（日）	イオン阿児店	2
平成24年3月13日（火）	鳥羽ショッピングプラザハロー	3

イ 献血ルーム「ハートワン」登録受付

登録者 27名